

「アワビ密漁防止強化月間」の設定について

1 主旨

アワビは比較的容易に採捕できることから、需要が増加する年末には例年、密漁が発生しており、漁業者の資源管理意欲を低下させている。

そこで、本年12月を「アワビ密漁防止強化月間」として設定し、従来の漁業取締りに加え、とくしま食品表示Gメンと連携した新たな密漁対策を実施する。

2 取組み内容

（1）漁業取締の強化

海上保安部、警察、漁業協同組合と連携して、沿岸域の集中監視等の取締りを展開する。

（2）販売業者、飲食業者等の「密漁アワビ不買意識」の醸成

密漁アワビの取引先となりうる販売業者、飲食業者等を対象に啓発用パンフレットの配布や漁業制度、資源管理の取組み等を紹介し、「密漁アワビは買わない」との意識の醸成を図る。

（3）とくしま食品表示Gメンと連携した仕入先確認調査の実施

徳島県漁業調整規則に違反して採捕されたアワビの所持・販売は禁止されており、また、徳島県食品表示の適正化等に関する条例に基づき、県産物表示食品については、仕入関係書類等の備付け及び保存が義務付けられていることから、とくしま食品表示Gメンと連携し、流通・販売業者を対象に県産アワビの仕入先確認調査を実施する。

3 「アワビ密漁防止対策会議」の開催

関係者による連携・協働体制を確立するため、アワビ密漁防止対策会議を開催する。

出席予定関係者

- ・漁業関係者（徳島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合等）
- ・流通業者（市場関係者）
- ・販売業者（旅館業、料理業関係者）
- ・司法機関（徳島海上保安部、警察署）
- ・徳島県（農林水産部、危機管理部）

（参考）

アワビ資源保護のため、10月1日から翌年1月31日までを採捕禁止期間としている。